

平成25年2月定例会

# 県土整備委員会説明資料

危機管理部

# 目 次

I 平成25年度主要施策の概要	1
II 提出予定案件	3
1 一般会計・特別会計予算	3
(1) 歳入歳出予算	3
ア 総括表	3
イ 課別主要事項説明	5
危機管理政策課	5
南海地震防災課	7
消防保安課	8
安全衛生課	10
2 その他の議案等	15
(1) 条例案	15

# I 平成25年度主要施策の概要

(危機管理部)

## 1 「条例元年」地震・津波総合対策の推進

### (1) 総合的な地震・津波対策の推進

- 南海トラフ巨大地震や活断層地震を迎え撃つ「とくしまー0（ゼロ）作戦」の取組みを更に加速させるため、市町村等に対し、総合的な避難態勢の早期確保に向けた「きめ細かい」支援を行う。
- ① 津波避難計画に加え、津波防災地域づくり推進計画や事前復興計画といった津波災害に対応する関係市町の計画策定を支援する。
  - ② 避難路や避難施設などの緊急的な整備や、ヘリポートの整備など、市町村の地震・津波対策を支援する。
  - ③ 県全体の防災力の更なる向上を目指し、自主防災組織の広域的な連携や先駆的な取組みを県内全域に広めるため、自主防災組織が連携して行う取組みを実証実験として支援する。
  - ④ 県民・事業者・市町村・県それぞれの役割による物資の備蓄や輸送体制に関する計画を策定し、県として必要な物資の備蓄を推進する。

### (2) 啓発・人材育成の充実

- ① 「とくしま地震防災県民会議」を中心として、県民、事業者、行政が一体となった取組みを促進するため、「とくしま防災フェスタ」等の啓発事業を実施するとともに、自主防災組織の結成促進とその活動の活性化を図り、自助・共助に基づく地域防災力の強化を推進する。
- ② 地域の防災リーダーなど防災人材を育成するとともに、将来の「防災の担い手」を育成するため、学校における防災教育に対する支援を行うなど、「防災生涯学習」を総合的に推進する。
- ③ 消防団や市町村、消防協会等と連携して、少年少女消防クラブの活動充実を推進するとともに、高校生等に対象を広げた、地域消防防災訓練や各種啓発事業を実施することで、青年層における「共助」の重要性の認識と消防団活動への理解を深め、未来の「消防・防災リーダー」を育成する。
- ④ 県立防災センターや南部防災館を活用し各種啓発事業や研修を実施するとともに、県立防災センターの啓発設備の更新を行うなど啓発機能を強化し、さらなる県民の防災意識の向上を図る。
- ⑤ 消防学校において、消防職員・消防団員の安全かつ的確な業務遂行に必要な技術や知識となる教育訓練を行う。

## 2 防災・危機管理力向上対策の推進

### (1) 迅速・的確な初動体制の強化

- ① 「すだちくんメール」や「総合情報通信ネットワークシステム」等各種情報ネットワークの運営と、これらを活用した各種研修・訓練を行うことにより、自然災害をはじめ県民の安全・安心を脅かすあらゆる危機事象に対応できるよう、初動体制の迅速な確立を図る。  
また、東日本大震災の教訓を踏まえ、老朽化している「総合情報通信ネットワークシステム」の再整備を推進し、災害時における確実な通信手段の確保と機能拡張を図る。
- ② 県民の安全・安心の確保を図るため、消防防災ヘリコプターの効果的な運用を行うとともに、津波被害に備え資機材等の整備を行う。
- ③ 東日本大震災の教訓を踏まえ、より実践的な内容の総合防災訓練や各種避難訓練、広域連携に基づく訓練等を実施するほか、防災拠点となる県有施設等の耐震化を推進し、災害・危機管理対応能力の強化を図る。  
特に、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、本県において中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同の実働訓練を、自衛隊・DMAT等と連携し実施する。
- ④ 危険物の取扱い等に対する各種規制を行うとともに、事業者や関係団体の自主的な保安活動を促進することにより、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

- (2) 多様な連携の推進  
多様な連携による広域的な応援・受援体制を構築するため、このモデルとして、本県と鳥取県の市町村や民間団体の相互交流や連携活動等の支援を行う。
- 3 「安全・安心」くらし実感対策の推進
- (1) 食の安全・安心の推進
- ① 産地偽装を防止し、食に対する信頼を確保するため、「とくしま食品表示Gメン」による科学的産地判別分析を用いた食品表示の監視活動や食品表示適正化の普及・啓発を推進する。  
また、食の安全・安心に関する消費者への正しい情報提供や、消費者と事業者の相互理解を促進するためのリスクコミュニケーションを実施するとともに、消費者と事業者をつなぐ先進的な取り組みを促進させるとにより、生産から消費に至る一貫した食の安全・安心対策を一層推進する。
- ② 「徳島県食品衛生監視指導計画」に基づき、集団給食施設の監視指導の強化や、食品営業者の自主衛生管理の推進を図るとともに、食中毒事故の未然防止と食品の安全対策を推進する。  
また、県内に流通する食品の放射性物質検査や、牛海綿状脳症（BSE）検査を適正に実施し、県民の食に対する不安解消と食肉の安全性確保に努めるとともに、輸出食肉取扱施設の認定・登録を目的として、衛生検査や科学的助言・指導を行う。  
さらに、公衆衛生分野の獣医師確保対策として、獣医師職員養成・修学資金貸与等事業を実施する。
- (2) 消費者施策の推進  
県民の消費生活における安全・安心を確保するため、消費者情報センターの運営をはじめ、消費生活相談体制の充実及び消費者問題に関する普及・啓発等を実施する。  
また、自立した消費者の育成や、高齢者の消費生活被害の防止を図るため、消費者教育と被害防止に向けた取組みの一層の推進を図る。
- (3) 交通安全対策の推進  
「交通事故ゼロ対策」として、交通事故総量を減少させるため、県民の安全意識の高揚を図るほか、県民総ぐるみによる交通安全運動を実施し、交通事故防止に努める。  
特に、高齢化社会の進行など諸情勢の変化に対応し、幼児から高齢者に至る各年齢層に応じた交通安全教室を実施するとともに、各交通安全運動において、交通ルールの遵守と交通マナーの向上対策を推進する。
- (4) 動物愛護管理対策の推進  
「徳島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理センターを拠点として、動物の適正な飼養管理の指導や地域に根差した動物愛護思想の普及啓発の推進を図る。  
また、狂犬病をはじめとする動物由来感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、予防体制の整備を図る。
- (5) 生活衛生対策の推進、水道施設の整備促進  
理容業、美容業、クリーニング業など生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び業界の健全な振興を図り、県民の生活衛生の向上に努める。  
また、水道事業者に対する水道施設整備の促進や水質適正管理の指導を行い、県民に安全で良質な水道水の安定的供給の確保を図る。

II 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算  
了総括表

一般会計

(単位：千円)

区分	平成25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		財源内訳											
			増減 A-B	率 A/B*100	特					財源						
					国支出金	分 担 金	使 用 手 数	財 收 入	産 入	寄 附 金	諸 収 入	繰 入 金	県 債	一 般 財 源		
危機管理 政策課	1,212,210	1,129,961	82,249	107.3				140				300	22,000			1,189,770
南海地震 防災課	335,465	358,491	△23,026	93.6	27,576			1,351				825	172,807	67,000		65,906
消防保安課	220,404	382,135	△161,731	57.7					27,449				183,000			9,955
安全衛生課	453,945	589,357	△135,412	77.0	14,643			360	124,541			3,833	38,077			272,491
計	2,222,024	2,459,944	△237,920	90.3	42,219	0	151,990	1,851	4,958	415,884	67,000	1,538,122				

特別会計 (単位：千円)

区分	会計名	平成25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		財源内訳			果債
				増減 A-B	率 A/B*100	特 諸収入	定財		
							繰入金	繰越金	
安全衛生課	都市用水水源費 負担金特別会計	35,820	33,617	2,203	106.6	35,820			
合	計	35,820	33,617	2,203	106.6	35,820	0	0	0

イ 課別主要事項説明  
危機管理政策課  
(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
一般管理費	79,329	76,569	2,760	103.6		(76,569)
企画総務費	14,430	16,331	△ 1,901	88.4		(16,331)
防災総務費	631,320	625,435	5,885	100.9		(566,076)
					① 給与費 61人 ② 防災対策指導費	(7,248)
					県民の生命、財産を自然災害等から保護するための諸施策を総合的かつ計画的に推進するための経費	
					ア 防災総務費	2,749
					関西広域連合分賦金に要する経費	675
					イ 南部圏域防災対策推進事業	315
					ウ 防災情報システム活用費	3,934
					エ 西部圏域防災対策推進事業	250
					③ 防災センター運営費	(40,843)
					防災人材育成センターの運営に要する経費	
					ア 防災センター管理運営事業	29,805
					イ ⑨ 防災人材育成機能強化事業	17,000
					ウ ⑨ 県民防災力強化啓発推進事業	1,310
					エ 地域・学校連携「防災の担い手」育成推進事業	2,090
					オ 地震防災対策推進事業	7,600

目 名	25 年 度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
					④ 危機管理対策費 危機管理会議の運営や国民保護体制の整備などのための経費 ア 危機管理強化促進事業 イ ⑤ 危機管理連携強化促進事業 ⑤ 危機管理調整費 危機事象発生時において、緊急に必要な経費に充当するための経費	(1, 268)
					1, 208 2, 000 (10, 000)	1, 268 (10, 000)
消 防 指 導 費	55, 660	56, 137	△ 477	99.2	① 消防学校運営費 消防職員及び消防団員に対する消防教育訓練を実施するための経費	(56, 137)
環 境 衛 生 総 務 費	409, 496	331, 295	78, 201	123.6	① 給与費 5 4 人	(331, 295)
工 鉱 業 総 務 費	21, 975	24, 194	△ 2, 219	90.8	① 給与費 3 人	(24, 194)
危 機 管 理 政 策 課 計	1, 212, 210	1, 129, 961	82, 249	107.3		



南海地震防災課  
(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
防 災 総 務 費	277,355	300,907	△ 23,552	92.2 %	① 防災対策指導費 県民の生命、財産を南海トラフ巨大地震等の災害から保護するための諸施策を総合的かつ計画的に推進するための経費 ア 防災対策指導事業費 イ 防災訓練等実施事業費 ウ 防災システム運用費 エ 地震防災対策推進事業 オ ⑧「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業 ② 総合情報通信ネットワークシステム運営費 総合情報通信ネットワークシステム等の運営に要する経費 ア 総合情報通信ネットワークシステム運営事業費 イ ヘリコプターテレビ伝送中継システム運営事業 ウ 総合情報通信ネットワークシステム再整備事業 エ ⑧ 災害時情報共有基盤強化事業 ③ 南部防災館管理運営費 南部防災館の管理運営に要する経費	(168,877)
社会福祉総務費	58,110	57,584	526	100.9	① 災害救助法施行費 災害救助法に基づき、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための経費	(57,584)
南海地震防災課 計	335,465	358,491	△23,026	93.6		

消防保安課  
(ア) 一般会計

(単位：千円)

目名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘要	前年度 当初予算額
			増減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
防災総務費	190,039	152,997	37,042	124.2	① 航空消防防災体制運営費 消防防災ヘリコプターの運航及び管理等に要する経費	(190,039)
					ア 航空消防防災体制運営費	187,239
					イ 消防防災ヘリ活動基盤充実強化事業	2,800
消防指導費	20,870	219,098	△ 198,228	9.5	① 消防指導費 各市町村、消防本部及び関係機関に対し、消防活動の 充実強化を図るための指導等に要する経費	(219,098)
					ア 消防指導事業費	7,544
					イ 危険物取扱指導事業費	9,064
					ウ 火災予防事業費	1,731
					エ 救急業務高度化推進事業	160
					オ 消防広域化推進事業	171
					カ 平成25年度中国・四国ブロック緊急消防援助 隊合同訓練開催事業	2,200
銃砲火薬ガス 等取締費	9,495	10,040	△ 545	94.6	① 銃砲火薬類取締費 火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費その他の取扱いに ついて規制・指導し、災害事故及び不正流出を防止し、 公共の安全を確保するための経費	(3,287)

( 単位：千円 )

目 名	25 年 度 当 初 予 算 額 A	前 年 度 当 初 予 算 額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当 初 予 算 額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
				%	② 高圧ガス取締費 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費について 規制・指導し、災害事故を防止し、併せて取引の適正化 を図り公共の安全を確保するための経費 ③ 危険物関係団体助成費 火薬、ガス関係団体に対し助成することにより、各関 係事業所の自主保安体制を確立し、公共の安全を確保す るための経費	(6, 505)
消防保安課 計	220, 404	382, 135	△ 161, 731	57.7		

安全衛生課  
 (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
			増 A-B	減 率 $\frac{A}{B} \times 100$		
消費者行政 推進費	88,128	118,387	△ 30,259	74.4 %	① 消費者行政推進費 消費者基本条例及び消費者関係法に基づく諸施策の推進に要する経費 ア 消費者行政推進費 (ア) ⑧ 自立した消費者育成事業 (イ) ⑧ 高齢者消費生活被害防止事業 イ 安全で安心なまちづくり推進事業 ② 消費者情報センター運営費 消費者情報センターの運営に要する経費	(78,940) 77,127 1,813 (39,447)
諸 費	1,550	1,550	0	100.0	① 生活設計等啓発費 生活設計等啓発事業の効果的な促進を図るための経費	(1,550)
企画総務費	420	2,100	△ 1,680	20.0	① 東日本大震災救済対策費 東日本大震災における被災者の受入に要する経費	(2,100)



目 名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
食品衛生指導費	177,610	183,221	△ 5,611	96.9	① 食品衛生管理指導費 食の安全を確保し、消費者に対する正しい衛生知識を普及するとともに監視指導を行う経費	(52,932)
					ア 食品衛生管理指導事業費	36,313
					イ 食品検査施設のGLP推進対策事業費	14,290
					ウ 広域食品衛生監視強化事業費	2,329
					(ア) ⑧ 食肉安全性グローバルスタンダード事業	1,500
					② 乳肉衛生管理指導費 乳肉食品の安全性を確保するため獣畜のため獣畜の検査及びとちく場の適正な管理指導に要する経費	(52,322)
					ア 乳肉衛生管理指導事業費	48,592
					イ 食鳥検査等指導事業費	430
					ウ 徳島県獣医師職員養成・修学資金貸与等事業費	3,300
					③ 食肉衛生検査所運営費 食肉の安全性を確保するための検査体制の整備、維持に要する経費	(74,069)
					ア 食肉衛生検査所運営費	62,974
					イ 伝達性海綿状脳症対策事業費	10,242
					④ 食の安全・安心推進費 「食の安全・安心」について、事業者の意識向上や消費者の理解を深めるための経費	(3,898)
					ア 食の安全・安心リスクコミュニケーション促進事業	3,898

(単位：千円)

目 名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
環境衛生指導費	26,388	26,794	△ 406	98.5	① 生活衛生指導助成費 生活衛生関係営業の健全化を通じて、その衛生水準の維持・向上を図るための経費 ア 生活衛生指導事業費 イ 生活衛生指導助成事業費 ② 上水道施設整備管理指導費 水道事業者に対する指導等を行い、安全で清浄な飲料水の安定的な供給を図るための経費	(23,768) (24,137)
園芸振興費	4,245	7,058	△ 2,813	60.1	① 食品表示適正化指導費 食品表示の適正化を推進するため、JAS法等に基づく調査や指導、研修等を行うための経費 ア とくしくま食品表示Gメン活動推進事業	(4,245) (7,058)
安全衛生課	453,945	589,357	△ 135,412	77.0		
危機管理部	2,222,024	2,459,944	△ 237,920	90.3		

(イ) 特別会計

(単位：千円)

目 名	25年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
都市用水水源費 負担金特別会計	35,820	33,617	2,203	106.6	① 早明浦ダム建設事業上水道用水負担金 早明浦ダムに要する経費のうち上水道用水に係る負担金 ② 旧吉野川河口堰建設事業上水道用水負担金 旧吉野川河口堰に要する経費のうち上水道用水に係る負担金	(20,994) (12,623)
安全衛生課 計	35,820	33,617	2,203	106.6		



## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例（危機管理政策課）

##### （制定の理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、徳島県新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を定める必要がある。

##### （条例の概要）

###### a 趣旨

この条例は、徳島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に關し必要な事項を定めるものとした。

###### b 組織

(a) 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員の職務について定めることとした。

(b) 対策本部に(a)に掲げる職員のほか、必要な職員を置くこととした。

###### c 会議

(a) 本部長は、必要に應じ、対策本部の会議を招集することとした。

(b) 本部長は、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができることとした。

###### d 部

(a) 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くこととした。

(b) 部の組織に關し必要な事項を定めることとした。

###### e 雑則

aからdまでに定めるもののほか、対策本部に關し必要な事項は、本部長が定めることとした。

##### （施行期日）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（危機管理政策課）

（制定の理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が新設されたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。

（条例の概要）

次に掲げる条例について、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設に係る所要の整備を行うこととした。

- a 職員の給与に関する条例
- b 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- c 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- d 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- e 徳島県学校職員給与条例
- f 徳島県地方警察職員の給与に関する条例

（施行期日）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

ウ 徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例（危機管理政策課）

（改正の理由）

製菓衛生師法に基づく製菓衛生師の試験及び免許に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、製菓衛生師免許等に係る手数料を廃止する必要がある。

（改正の概要）

関西広域連合が処理する製菓衛生師法等の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を廃止することとした。

- a 製菓衛生師免許
- b 製菓衛生師試験の実施
- c 製菓衛生師免許証の書換え交付
- d 製菓衛生師免許証の再交付

(施行期日)

平成25年4月1日

エ 徳島県ふぐの処理等に関する条例 (安全衛生課)

(制定の理由)

ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資する必要がある。

(条例の概要)

- a この条例は、ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資することを目的とすることとした。
- b ふぐは、処理を行った食用のふぐでなければ、食用として販売等をしてはならないこととした。
- c ふぐ処理師以外の者は、業として食用のふぐの処理に従事してはならないこととした。
- d ふぐ処理師にならうとする者は、知事の免許 (以下「免許」という。) を受けなければならないこととした。
- e 知事は、ふぐ処理師試験に合格した者であって知事が定める講習を受けたもの等に対し、その申請に基づいて免許を与えることとした。
- f ふぐ処理師試験は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するためにふぐ処理師として必要な知識及び技能について、知事が毎年一回以上実施することとした。
- g ふぐ処理師の遵守事項を定めることとした。
- h ふぐ処理業を行おうとする者は、業として食用のふぐの処理を行う施設ごとに知事の登録 (以下「登録」という。) を受けなければならないこととした。
- i 知事は、ふぐ処理業を行おうとする者が食用のふぐの処理を伴う営業について食品衛生法による必要な許可を受けていること等の基準に適合している場合に登録を行うこととした。
- j 登録を受けた者の遵守事項を定めることとした。
- k 未処理の食用のふぐの卸売を業として行おうとする者は、その卸売の用に供する施設ごとに知事に届け出なければならないこととした。
- l bに違反した者等に対する罰則を定めることとした。
- m その他所要の規定を設けることとした。

(施行期日)

平成25年6月1日

才 徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

（改正の理由）

消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業その他の消費者行政の活性化を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を延長する必要がある。

（改正の概要）

徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を平成26年3月31日まで延長することとした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。